

新潟市請負工事検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、請負工事の監督及び検査に関する規程(昭和33年新潟市訓示第12号。以下「検査規程」という。)その他別に定めるもののほか、本市が発注する請負工事(以下「工事」という。)の検査を適正かつ効率的に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、工事の請負契約に係る検査のうち、新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号。以下「契約規則」という。)第40条第2項に定める検査調書等を省略できない工事に適用する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査担当課長 都市政策部工事検査課長をいう。
- (2) 検査担当課長等 新潟市事務専決規程(平成19年新潟市訓令第9号。以下「専決規程」という。)に基づき、工事の検査に関する市長の権限を専決する権限を与えられた課長又は次長をいう。
- (3) 工事担当課長等 工事を担当する部、区、事務所及びセンターの課長又は次長をいう。
- (4) 工事点検職員 検査担当課長が工事点検を行うために指定した職員をいう。
- (5) 第1種特例工事 専決規程に基づき、検査担当課長に検査の権限が与えられた工事をいう。
- (6) 第2種特例工事 専決規程に基づき、検査担当課長等に検査の権限が与えられた工事をいう。

(検査職員)

第4条 契約規則第38条第2項に定める検査職員(以下「検査員」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 専門検査員 都市政策部工事検査課の職員をいう。
- (2) 指定検査員 検査担当課長が必要と認める場合において、前号に定める職員以外から指定した(係長相当以上の職にある)職員をいう。

(検査等の種類・目的)

第5条 検査等の種類と目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) しゅん工検査 工事の完成を確認するための検査。
- (2) 出来形検査
 - ア 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の出来形部分等を確認するための検査。
 - イ 契約解除に伴う出来形部分等について行う検査。

- (3) 完済部分検査 設計図書において工事の完成に先だち、引き渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分を確認するための検査。
- (4) 部分使用検査 工事目的物の全部又は一部を引き渡し前に使用しようとするときに、当該部分を確認するための検査。
- (5) 中間技術検査 適正かつ円滑な工事施工に資するために、工事途中において行う検査。
- (6) 工事点検 適正かつ円滑な工事施工に資するために、施工体制の確認などをするための点検。

(検査等の実施)

第6条 検査員は、契約書、設計図書、工事写真その他の関係書類に基づき、あらかじめ、当該工事の内容を把握し、別に定める新潟市請負工事検査技術基準により厳正かつ公正に検査しなければならない。

- 2 前条第5号に規定する中間技術検査については、別に定める新潟市中間技術検査実施要領により実施するものとする。
- 3 前条第6号に規定する工事点検については、別に定める新潟市工事点検実施要領により実施するものとする。

(検査の中止)

第7条 検査員は、検査の際請負者又は代理人若しくは使用人が検査の執行を妨げ、検査を行うことができないときは検査を中止し、直ちに検査担当課長に報告し、その指示を受けるものとする。

- 2 前項中、「検査担当課長」を、第2種特例工事においては「検査担当課長等」とそれぞれ読み替えるものとする。

(検査の立会)

第8条 第5条第1号から第5号までに掲げる検査は、当該工事の監督員が立会うものとする。ただし、検査担当課長が特に必要と認めた場合は、その関係者を立会わせることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、契約解除に伴う検査にあつては、契約担当職員を立会人として立ち会わせなければならない。
- 3 第1項中、「検査担当課長」を、第2種特例工事においては「検査担当課長等」とそれぞれ読み替えるものとする。

(検査の手続)

第9条 工事担当課長等は、検査の実施に先立ち、検査担当課長に対して工事等検査執行依頼書に設計図書、その他関係書類を添えて検査依頼を行わなければならない。

- 2 検査担当課長は、前項の規定により工事担当課長等から検査依頼を受けたときは、速やかに当該工事の検査を担当する検査員を選定しなければならない。ただし、指定検査員による場合は工事等検査命令書により検査を命じるものとする。
- 3 第1項及び前項中、「検査担当課長」を、第2種特例工事においては「検査担当課長等」とそれぞれ読み替えるものとする。

なお、第2種特例工事においては、前項のただし書きは適用しない。

(検査の報告及び手直し)

第10条 検査を行ったときの報告及び手直しは、次の各号により行うものとする。

(1) 検査の結果、当該工事の全部が契約に適合している場合。

ア 第5条第1号のしゅん工検査を行った検査員は、工事しゅん工調書又は工事検査調書、工事検査合格通知書、検査合格通知書、履行確認通知（以下「工事しゅん工調書等」という。）及び関係書類を添えて検査担当課長に報告する。

イ 第5条第2号の出来形検査を行った検査員は、出来形明細書に出来形査定願書及び出来形写真を添えて検査担当課長に報告する。

ウ 第5条第3号の完済部分検査にあたっては、アの場合を準用する。

エ 第5条第4号の部分使用検査を行った検査員は、部分使用箇所確認書により、検査担当課長に報告する。

オ 第5条第5号の中間技術検査を行った検査員は、工事検査調書、工事検査合格通知書及び検査合格通知書に關係書類を添えて検査担当課長に報告する。

(2) 第5条第1号のしゅん工検査、同条第3号の完済部分検査及び同条第4号の部分使用検査の結果、当該工事の全部又は一部が契約に適合していない場合。ただし、軽微なものは除く。

ア 検査員は、速やかに検査結果報告書（別記様式第1号）を作成し、関係書類を添えて検査担当課長に報告する。

イ 検査担当課長は、工事担当課長等及び受注者に対し工事検査結果通知書（別記様式第2号）及び検査結果通知書（別記様式第3号）により、修補又は改造についてそれぞれ通知する。

ウ 検査担当課長は、受注者に対して、修補又は改造完了後に修補・改造完了届（別記様式第4号）を工事担当課長等に提出させ、再検査を受けさせなければならない。

エ 検査員は、再検査により当該工事が契約に適合していると認めた場合、それぞれ前号ア、ウ及びエを準用する。

(3) 第5条第5号の中間技術検査の結果、当該工事の全部又は一部が契約に適合していない場合。ただし、軽微なものは除く。

ア 検査員は、速やかに検査結果報告書を作成し、関係書類を添えて検査担当課長に報告する。

イ 検査担当課長は、工事担当課長等及び受注者に対して、工事検査結果通知書及び検査結果通知書により、修補又は改造についてそれぞれ通知する。

ウ 検査担当課長は、受注者に対して、修補又は改造完了後に修補・改造完了届を工事担当課長等に提出させ、再検査を受けさせなければならない。

エ 検査員は、再検査により当該工事が契約に適合していると認めた場合、第1号オを準用する。

2 前項第1号ア、イ、エ及びオ並びに第2号アからウ中、「検査担当課長」を、第2種特例

工事においては「検査担当課長等」と読み替えるものとする。

- 3 第2種特例工事において、第1項第1号アに該当するときは、工事検査合格通知書を、第1項第2号に該当するときは、工事検査結果通知書を省略することができる。

(工事の成績評定)

第11条 検査員は、しゅん工検査（前条第1項第2号ウの場合を除く。）終了後、速やかに別に定める新潟市工事成績評定実施要領に基づき厳正かつ公正に当該工事の成績を評定した工事成績採点表、細目別評定点採点表、考査項目別運用表及び工事成績通知書（以下「工事成績調書等」という。）を作成し、工事しゅん工調書等及び関係書類を添えて検査担当課長に報告しなければならない。

2 前項の規定により評定すべき職員及び項目は、次のとおりとする。

- (1) 検査員 施工状況、出来形及び出来ばえ
- (2) 担当係長等 施工状況、工事特性及び社会性等
- (3) 監督員 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、及び創意工夫

3 前項第2号及び第3号の評定を行った職員は、事前に工事担当課長等の決裁を経なければならない。

(工事の成績評定の特例)

第12条 前条の規定にかかわらず、当初設計金額500万円未満の工事については、成績評定に代え、別に定める新潟市工事確認実施要領に基づき厳正かつ公正に確認するものとする。

(検査等業務の委託)

第13条 検査担当課長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定に基づき、本市の検査員以外の者に検査等を委託する場合は、別に定める新潟市工事検査等委託実施要領に基づき行うものとする。

2 検査担当課長は、前項の規定により検査等を委託したときは、委託を受けた者に、その検査結果について、工事しゅん工調書等及びその他検査内容を明確にした書類を提出させるものとする。

3 前項の規定による検査の執行に、検査担当課長が必要と認めたときは、第4条に定める検査員を立ち合わせることができる。

(工事等調書の送付)

第14条 工事担当課長等は、工事着手届を受理したときは、速やかに工事等調書を作成し、検査担当課長に送付しなければならない。

2 前項中、「検査担当課長」を、第2種特例工事においては「検査担当課長等」と読み替えるものとする。

(検査等書類の整理)

第15条 検査担当課長は、検査等記録を備え整理するものとする。

2 前項中、「検査担当課長」を、第2種特例工事においては「検査担当課長等」と読み替えるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、検査担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の検査は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に施工中の工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に施工中の工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に施工中の工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に施工中の工事から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に施工中の工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

検査結果報告書

年 月 日

工事検査課長 様

検査員

新潟市請負工事検査要綱第10条第1項第2号ア・第3号アの規定により、工事検査の結果（修補又は改造）について報告します。

執行何番号：

検査の種類	<input type="checkbox"/> しゅん工検査	<input type="checkbox"/> 完済部分検査	<input type="checkbox"/> 部分使用検査	<input type="checkbox"/> 中間技術検査
工事番号	第 号			
工事名				
工事場所				
受注者				
請負金額				
工期	年 月 日から 年 月 日まで			
監督員	所属 職 氏名			
検査年月日	年 月 日			
請負者又は 代理人				
検査立会者	所属 職 氏名			
検査結果				
修補又は改造の 期間	年 月 日から 年 月 日まで			
(注) 修補又は改造を完了したときは修補・改造完了届、写真を提出すること。				
検査員	所 属 職 氏名			

※ 本様式は、しゅん工検査、完済部分検査、部分使用検査、中間技術検査について、当該工事の全部又は一部が契約に適合しない場合に用いる。

部分使用検査及び中間技術検査の時には、請負金額欄を空欄にする。

工事検査結果通知書

年 月 日

工事担当課長等 様

工事検査課長

新潟市請負工事検査要綱第10条第1項第2号イ・第3号イの規定により、工事検査の結果（修補又は改造）について通知します。

執行何番号：

検査の種類	<input type="checkbox"/> しゅん工検査 <input type="checkbox"/> 完済部分検査 <input type="checkbox"/> 部分使用検査 <input type="checkbox"/> 中間技術検査			
工事番号	第 号			
工事名				
工事場所				
受注者				
請負金額				
工期	年 月 日から 年 月 日まで			
監督員	所属 職 氏名			
検査年月日	年 月 日			
請負者又は代理人				
検査立会者	所属 職 氏名			
検査結果				
修補又は改造の間	年 月 日から 年 月 日まで			
(注) 修補又は改造を完了したときは修補・改造完了届，写真を提出すること。				
検査員	所 属 職 氏名			

※ 本様式は、しゅん工検査、完済部分検査、部分使用検査、中間技術検査について、当該工事の全部又は一部が契約に適合しない場合に用いる。

部分使用検査及び中間技術検査の時には、請負金額欄を空欄にする。

検査結果通知書

年 月 日

受注者様

新潟市長

新潟市請負工事検査要綱第10条第1項第2号イ・第3号イの規定により、工事検査の結果（修補又は改造）について通知します。

執行何番号：

検査の種類	<input type="checkbox"/> しゅん工検査 <input type="checkbox"/> 完済部分検査 <input type="checkbox"/> 部分使用検査 <input type="checkbox"/> 中間技術検査
工事番号	第 号
工事名	
工事場所	
受注者	
請負金額	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
監督員	所属 職 氏名
検査年月日	年 月 日
請負者又は代理人	
検査立会者	所属 職 氏名
検査結果	
修補又は改造の間	年 月 日から 年 月 日まで
(注) 修補又は改造を完了したときは修補・改造完了届、写真を提出すること。	
検査員	所属 職 氏名

※ 本様式は、しゅん工検査、完済部分検査、部分使用検査、中間技術検査について、当該工事の全部又は一部が契約に適合しない場合に用いる。

部分使用検査及び中間技術検査の時には、請負金額欄を空欄にする。

修補・改造完了届

年 月 日

新潟市長 様

受注者 住所
商号又は名称
代表者

㊞

修補、改造が通知された事項について、下記のとおり完了したので、新潟市請負工事検査要綱第10条第1項第2号ウ・第3号ウの規定により報告します。

記

執行何番号：

検査の種類	<input type="checkbox"/> しゅん工検査	<input type="checkbox"/> 完済部分検査	<input type="checkbox"/> 部分使用検査	<input type="checkbox"/> 中間技術検査
工事番号	第 号			
工事名				
工事場所				
工期	年 月 日から 年 月 日まで			
検査結果 通知日	年 月 日			
修補又は 改造の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
完了年月日				
修補、改造の内容及びその措置				